

[18] 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

幼保連携型認定こども園の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
設備運営基準の目的	設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (省令と同じ)	愛知県と同じ
乳児室又はほふく室の面積	<u>乳児室又はほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児数を乗じて得た面積</u> 〔※省令の基準は以下のとおり〕 <u>乳児室は、1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</u> <u>ほふく室は、3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</u>	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日